

2019年3月22日

総務省情報通信審議会 郵政政策部会
郵便局活性化委員会 御中

一般社団法人日本新聞協会
販売委員会委員長 川田 幸雄

郵便局活性化委員会の論点整理案に対する意見

貴委員会がまとめた「郵便サービスのあり方に関する検討」の論点整理案のうち、普通扱い郵便物の土曜日配達休止について意見を述べます。

日本新聞協会は、日本郵便が要望している普通扱い郵便物の土曜日配達休止に反対します。仮に土曜日配達を休止する場合でも、読者に不利益を強いることのないよう、日刊新聞については土曜配達を継続するよう適切な対応を求めます。

論点整理案では、土曜日配達休止の影響を大きく受ける具体的事例として「第三種郵便物のうち郵便を利用して配達される日刊紙」が挙げられました。これは、1月23日開催のヒアリングで当協会として意見を述べた、新聞が社会で果たす役割および新聞の土曜配達継続の必要性をご理解いただいた結果と受け止めています。

新聞は、国民の知る権利に応え、国民が必要とする情報を毎日伝え、多様な意見・論評を広く提供することで民主主義社会の維持と発展に寄与してきました。これを支えているのは、日本全国1万6千の新聞販売所と28万6千人の配達スタッフが、読者宅まで毎日届ける戸別配達制度です。全国で日々発行される新聞は約3990万部であり、そのうち95%は新聞販売所から配達されています。この世界に類を見ない高度に発達した新聞の流通網は日本の文化であり、民主主義を支える知的インフラです。

しかしながら、新聞社や販売所の経営努力にも限界があり、中山間部や離島など一部地域では、郵送により戸別配達されています。現在、1日あたり少なくとも3万部、年間で1千万部以上の新聞が第三種郵便として郵送されています。新聞の戸別配達は、「地域住民の利便の増進に資する業務を営む」ことを目的とする日本郵便のユニバーサル・サービスによっても支えられていると言えます。土曜日配達が休止され、土曜日付新聞が2日遅れで読者に届くことになれば、地域情報をはじめ政治、社会、経済などの公共的情報の入手が遅れ、多くの読者に不便を強いることとなります。とりわけ、過疎地に住む高齢者は、インターネットよりも新聞が重要な情報源となっており、購読率は都市部よりもはるかに高くなっています。

新聞販売所から郵便局を通じて読者宅まで届けてもらっている新聞の多くは、配達スタッフが早朝に地域の郵便局まで持参し、他の郵便物とともに即日配達されています。これは地域の郵便局が、新聞は発行日に届いてこそ価値があること、社会に必要な情報を日々報道・論評している公共財であることを認識し、対応いただいているものと理解しています。そもそも新聞の郵送は、日本の郵便事業の開始と同じ1871年（明治4年）に始ま

りました。前島密が、社会の出来事を伝える新聞の発達、日本の近代社会に必要なことを痛感し、新聞の低料送達の制度を創設したことからです。これが現在の第三種郵便の制度に至っています。第三種郵便は「国民文化の普及向上に貢献すると認められる定期刊行物の郵送料を安くして、購読者の負担軽減を図ることにより、その入手を容易にし、もって、社会・文化の発展に資する」ための制度であり、民営化後の現在も維持されています。

新聞はその公共性から、日刊新聞紙法で株式の譲渡制限を通常より厳しく認められています。公職選挙法において第三種郵便の承認を受けた新聞は、選挙期間中であっても選挙について自由に論評することが認められています。また、税法上、週2回以上発行される新聞の定期購読には、消費税の軽減税率が適用されます。これら既存の法律や制度において、新聞が社会で果たす特別な役割が認められ、優遇措置を受けていることは周知のとおりです。郵便制度上、日刊紙の土曜配達につき特別な措置を講じることは、他の制度と比べても何ら矛盾は生じません。

人員確保や働き方改革の必要性など日本郵便が抱える事情は理解いたしますが、日本郵便および貴委員会において、日本の社会、文化への影響を含め多角的な観点から、日刊紙の土曜配達に関し適切な対応策を議論くださるようお願いいたします。

以 上